

『ゾーン30プラス』とは？



生活道路における交通安全対策の一つで、最高速度30キロメートルの速度規制を定めた「ゾーン30」と、車両の通行部分を局所的に狭める「狭さく」や、路面に凸部を設ける「ハンプ」等の**物理的デバイス**を適切に組み合わせた、人優先の安全安心な通行空間の整備に取り組むものです。

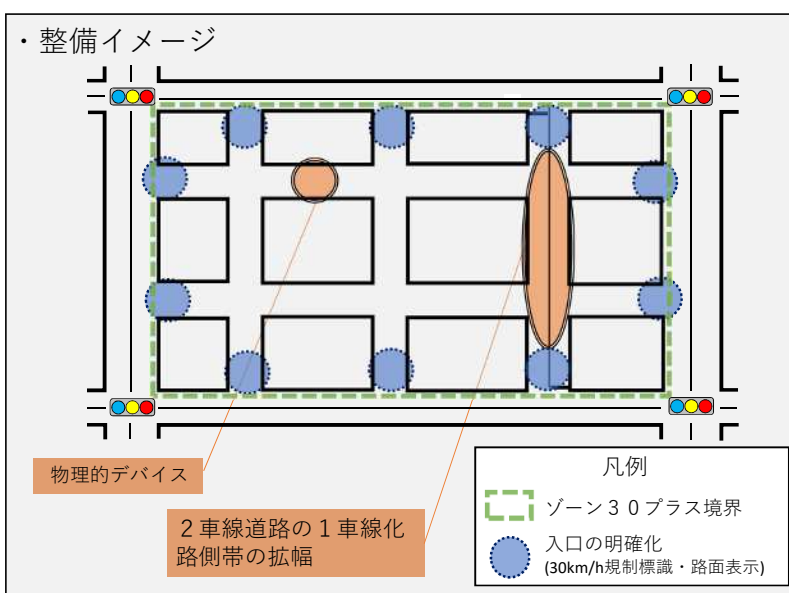
■ どんな場所で？

市街地等から、2車線以上の幹線道路又は河川、鉄道等の物理的な境界で区画された場所を選定し、その中で生活道路が集積している区域をゾーンとして設定しています。

■ 何をする？

● ゾーン内を通り抜ける自動車の進入を抑制するために、ゾーン入口に最高速度規制の標識などを設置して、範囲を明確にします。

● ゾーンの中では、最高速度30km/hの規制、物理的デバイス（狭さくやハンプ等）、路側帯（白線やグリーンベルト）の設置、2車線道路を1車線化するなどして、歩行者等の通行に十分な幅員を確保します。



■ 誰が？

警察と市役所（道路管理者）が、連携して事業を進めます。

例えば「止まれ」の停止線や標識の設置は警察署が行い、「止まれ」の文字は道路管理者が設置します。これらの対策を一緒に実施することで、より効果が高い交通安全対策を進めていきます。

■ どのように整備するの？

事故の発生状況や交通状況、対象地域にお住まいの方々のご意見等を踏まえ、交通安全対策のための内容を検討して整備していきます。

■ 対策事例

・ ゾーン入口



標識

・ 物理的デバイス対策路線の入口



看板



路面表示

・ ゾーン内の生活道路

2車線道路を1車線にし、グリーンベルトと物理的デバイス（狭さく）を設置
※写真は令和4年度ゾーン30プラス整備箇所での対策例です。

